

## ○依存症対策における課題について

**1. 依存症相談拠点（こころの健康センター）や保健センターにおける精神保健福祉相談の周知**

令和2年度から3年度にかけては、薬物依存症とギャンブル等依存症の相談者数は、実人数と延べ人数がともに増加傾向にある。薬物依存症とギャンブル等依存症の両方において依存症相談拠点として、個別相談の他、医療相談、本人プログラム、家族教室も行い、相談拠点としての役割を果たしていると考えている。また、アルコール依存症への対応は主として保健センターで行っている。

依存症の相談に対応できる機関としては、医療機関を除けば公的機関が中心的である一方、令和2年度におこなったお酒、くすり、ギャンブル等、インターネット・ゲームに関する意識行動調査（以下、「市民意識行動調査」という。）では、必ずしも認知度は高くないことが分かっていることから、依存症の罹患者もしくはハイリスク群の層に、医療や相談、またはそれに関する情報が届いていないことも考えられる。本市は依存症対策と自殺対策は相関性があると考えており、「堺市自殺対策推進計画（第3次）」において相談機関の認知度向上を計画上の目標として掲げ、「相談機関一覧」の電子情報へのアクセス向上のために、SNSを通じての情報発信や、周知用のカードとポスターを作成し、庁内外での配架や、研修の機会等での配布を行っている。

※参考 <こころの健康センターにおける依存症（薬物、ギャンブル等）専門相談の件数の推移 R1～R3>

		R1年度	R2年度	R3年度
薬物	相談（実）利用者数	91	100	102
	相談（延）件数	551	558	771
ギャンブル	相談（実）利用者数	121	117	147
	相談（延）件数	497	546	751

**2. 相談機関の充実と人材育成（こころの健康センター）**

依存症の領域では、基礎知識も重要だが、「対応の仕方」など実践的なスキルを向上させたいと考える支援者が多いため、受講者のニーズに合わせた研修内容の検討が必要である。新型コロナウイルス感染症により、令和2年度と3年度はこころの健康センターの現任者研修を実施できなかったが、令和4年度からはオンライン形式での研修を実施するなどしており、依存症への理解や知識、スキルがある市内の支援者が増加し、適切な対応ができるようになることをめざす。

**3. 専門医療機関の充実（精神保健課）**

専門医療機関は現在市内で1か所（アルコール依存症）となっている。計画期間中の5年間で、市内の専門医療機関をアルコール依存症の専門医療機関1か所から、薬物依存症、ギャンブル等依存症のそれぞれ1か所の専門医療機関を加えた3か所に増やすことを目標としている。

#### **4. 普及啓発事業の取組み強化（精神保健課）**

市民意識行動調査によると、依存症に関する誤った知識や偏見（暴力をふるう、本人の意志が弱く性格的な問題がある等）がある方が一定数いることが分かってる。本人自身の意志の弱さや、性格の問題ではなく、依存症はやめたくてもやめることができないところの病気（精神疾患）であること、また回復可能な疾患であることを周知し、必要な人に相談や支援、医療が行き届くようにする。

そのために、啓発週間（アルコール関連問題、ギャンブル等依存症）や様々な啓発の機会に、ホームページ、SNS、相談機関一覧（悩み相談）などの媒体を通じて知識や情報を発信し、医療機関、自助グループ、相談機関へのアクセスをためらう人や、情報がなくアクセスできない人が支援につながりやすくなるようにする。

#### **5. 関係機関の充実及び連携強化（団体の交流する場の創設）（精神保健課）**

これまで医療機関、相談機関、自助グループなどの依存症に関する支援機関間での、全体的なつながりが乏しかった。各依存症支援機関やその他相談機関等が顔の見える関係性をもち、連携を強化することによって支援の質を確保する必要があり、そのために、市域の各機関・団体が交流や情報共有、研修等を行うことができる場を創設し、地域のネットワーク力を向上させ、とぎれのない支援体制をつくることをめざす。